

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 32 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、同トレンチ躯体部に段差及び割れが認められたため、当該部を補修。	D	
2	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、電線管、電線管サポート及びプルボックスに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
3	1号機	屋外トレンチ内機器点検において、配管保温材の破損及び、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
4	2号機	屋外トレンチ内機器点検において、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
5	2号機	屋外トレンチ内機器点検において、電線管、電線管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
6	2号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室加湿器安全弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置バイパス弁用電動弁駆動部リミットスイッチロータに割れが認められたため、当該リミットスイッチを交換。	D	
8	3号機	主復水器(A)内部点検において、ウォーターカーテン配管に減肉による不良箇所が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
9	3号機	復水ポンプ(C)用電動機油配管内点検作業において、電動機下部油面計フロート用重りの脱落が認められたため、対応検討。	D	
10	3号機	原子炉隔離時冷却系外側隔離弁(電動弁)の動作確認において、駆動部電源ケーブル端子台に破損が認められたため、当該端子台を交換。	D	
11	3号機	制御棒駆動水ポンプ(A)補助油ポンプ用電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、軸受ケースを補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	サブプレッションプール水打点式温度記録計(B)No.1打点機構に不良(打点インク色ズレ)が認められたため、打点機構を点検。	D	
13	3号機	原子炉格納容器低電導度廃液サンプ出口配管洗浄用弁点検において、弁体に浸食が認められたため、当該弁体を交換。	D	
14	3号機	屋外トレンチ内機器点検において、電線管、電線管サポート及びプルボックスに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
15	3号機	屋外トレンチ内機器点検において、同トレンチ躯体部に段差及び割れが認められたため、当該部を補修。	D	
16	3号機	屋外トレンチ内機器点検において、配管保温材の破損及び、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
17	3号機	補機冷却海水系入口配管点検において、内面ライニング(ポリエチレン)に微少な穴及びひびくれが認められたため、当該部を補修。	D	
18	3号機	第2給水加熱器ドレン冷却器(A)浸透探傷検査において、溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
19	3号機	原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ(A)用電動機点検において、固定子楔に緩み(10本)が認められたため、当該楔を補修。	D	
20	3号機	定期事業者検査「無停電電源装置設備検査」において、検査要領書の一部に誤記が認められたため、誤記を訂正。	D	
21	3号機	第1、2給水加熱器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管14本の残存肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
22	3号機	第1給水加熱器(A)浸透探傷検査において、仕切板と管板面溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
23	3号機	復水系復水浄化ポンプ(C)電動機点検において、固定子巻線部に微少なコロナ放電痕(運転に支障ないレベル)が認められたため、対応検討。	D	
24	3号機	主発電機固定子冷却水入口圧力測定減圧弁用小圧力計に指示不良(スティック)が認められたため、当該圧力計を点検。	D	
25	3号機	原子炉建屋付属棟廃棄物処理エリア給気装置加熱蒸気入口弁を閉しようとしたところ、閉出来ない(固着)ことが認められたため、当該弁を点検。	D	
26	4号機	屋外トレンチ内機器点検において、配管、配管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
27	4号機	屋外トレンチ内機器点検において、電線管、電線管サポートに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
28	4号機	屋外トレンチ内機器点検において、同トレンチ躯体と建屋接続部のエキスパンション保護板に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
29	4号機	ダスト放射線モニタにおいて、「漏えい検出系放射線モニタ高」表示の発生と同放射線モニタ指示値の瞬時変化(スパイク状に上昇)が認められたため、当該モニタを点検。	D	
30	4号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩装置の故障表示が発生し、確認したところ、同装置タイマーの動作不良が考えられるため、当該タイマーを点検。	D	
31	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ吐出圧力計において、圧力計内に水が浸入していることが認められたため、当該圧力計を点検。	D	
32	その他	風向・風速記録計の巡視点検時、記録計が停止していることが確認されたため、対応検討。(電源の入切により復帰)	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353